



「健康経営®」のはじめの一步!:

健康な職場づくり宣言 をはじめませんか?

※「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

健康な職場づくり宣言とは

事業所として従業員の健康管理に積極的に取り組むことを宣言し、健診の受診や禁煙の促進などの取組を協会けんぽと一緒に実践していくものです。

3
ステップ

宣言方法はカンタン!

宣言書のダウンロードや宣言の詳細についてはこちらからご確認ください。



1 取組内容の検討 事業所全体でどのような健康づくりに取り組むかを検討しましょう。

必須取組内容
「従業員全員の
健診受診」
など全4項目



その他の取組内容を1つ以上選択

取組事例

- 健診結果を受けた医療機関の受診勧奨
- 被扶養者（ご家族）の健診受診勧奨
- 健康セミナーの開催（下記特典02の活用）
- 朝礼・夕礼での体操・ストレッチ など

取り組みに迷ったら



取組事例集で各事業所の取組内容を確認しましょう



2 「宣言書」の提出 記入した「宣言書」をFAXまたは郵送で協会けんぽ千葉支部あてにご提出ください。後日、「認定証」を交付（郵送）します。



3 健康づくりをスタート 宣言書に記入した取組項目に基づき、健康づくりに取り組んでいきましょう！取組を進めていく際は、さまざまな特典やサポートをぜひ活用ください。

無
料

- 特典01** 歯科健診を受診できます！
※別途申し込みが必要、受診は先着順です。
- 特典02** 健康セミナーを受講できます！
講師を職場に派遣します。オンライン（Zoom等）での実施も可能です。
- 特典03** 健康づくりや健康レシピ等を紹介する広報誌を定期的にお届けします！

この他にも特典をご用意しています！

ぜひ「健康な職場づくり宣言」を実施しましょう!

さらに
チャレンジ!

宣言後は…

経済産業省が実施する顕彰制度「健康経営優良法人」の認定を目指してみませんか？

認定を受けるには

「健康な職場づくり宣言」を
することが必須

「健康経営優良法人」認定制度についてはこちら
「ACTION! 健康経営（日本経済新聞社）」





健診で **要治療** **要精密検査** と判定された方は

医療機関へ早期の受診を!



健診結果の項目で**血圧値**、**血糖値**、**LDLコレステロール値**において、**「要治療」・「要精密検査」**と判定されているにもかかわらず、そのまま放置していると……



生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、治療せずに放置すると、命に係わる様々な病気の発症リスクを高めるため、医療機関への早期受診が重要となってきます。

早期に受診し、適切な治療と生活習慣病の改善を行うことで重大な病気を防ぐことができます。

協会けんぽでは、健診結果において血圧値、血糖値、LDLコレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方のうち、健診受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できなかった方に医療機関への受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和7年10月より「胸部X線検査」において「要治療」「要精密検査」と判定された方にも同様のご案内をお送りいたします。

事業主の皆さまへのおねがい

健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された従業員様がいた際は、**医療機関を早期に受診できるよう、勤務時間の調整等ご配慮をお願いします。**

近隣の医療機関を探す際は、「医療情報ネット（ナビィ）」をご活用ください



お問い合わせの際は

チャットボットを ご活用ください!

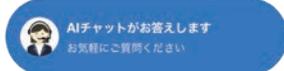
24時間365日
利用可能

チャットボット利用
イメージ図

協会けんぽのホームページでは、AIチャットで皆様からのお問い合わせに対応する「チャットボット」を導入しています。

チャットボット利用方法

- 1 協会けんぽHPにアクセス 
- 2 トップページ右下（スマートフォンの場合は真下の青色のバナーをクリック）

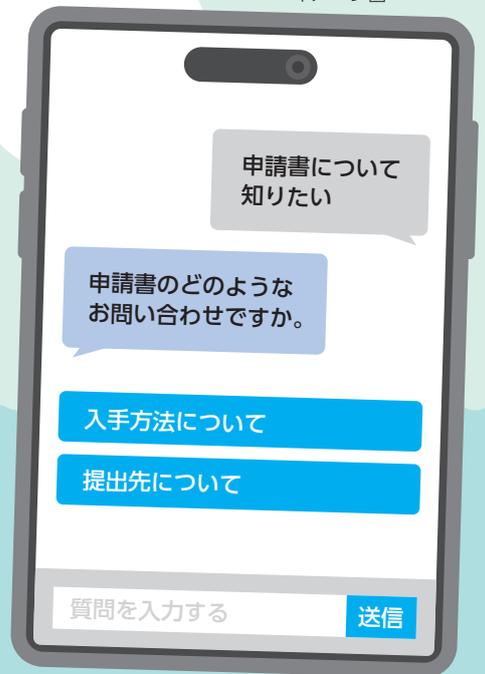


チャットボットでご案内できる事例

- 各種制度の一般的な内容について
- 各種申請方法、手続きについて



※個別ケースに該当する場合や、給付金の申請等の進捗状況についてのご相談は協会けんぽ千葉支部に直接お問い合わせください。



全国健康保険協会 千葉支部 協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階

☎ **043-332-2811**

※令和7年1月6日から電話番号が変更しております

営業時間 平日 8:30~17:15



申請書はすべて
協会けんぽのホーム
ページからダウン
ロードできます



公式LINEアカウント
開始しました!
友だち募集中!!

これからは
医療を受けるなら
マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

